

種 別	基 準
制 定	平 1 4 . 3 . 2 8
改 正	平 1 4 . 8 . 2 7
実 施	平 1 4 . 9 . 1
公 布 者	理 事 長

役員退任慰労金基準

(目的)

第1条 この基準は、役員退任慰労金規程の適用について、必要な事項を定める。

(退任慰労金の算定)

第2条 役員退任慰労金規程第3条に基づく退任慰労金の額は、在任期間1カ月につき、役員退任時の月額報酬額に100分の28の割合を乗じた額以内とする。

なお、在任期間中に役職変更があった場合はそれぞれの役職ごとの月額報酬額によって算定された額を合計したものとする。

(在任期間)

第3条 前2条の在任期間の算定は、就任した日から暦に従い退職した日までの月数とし、1カ月に満たない端数が生じたときは、これを1カ月とする。

(功労加算等)

第4条 在任期間中の功績の如何により、第2条で算定された退任慰労金の額に100分の20の割合以内を限度として退任慰労金に加算又は減算することができる。

(所得税などの控除)

第5条 退任慰労金を贈呈する場合は、所得税法による所得税など必要な金額を控除する。

附則

この基準は、平成14年9月1日から実施する。

(平成14年8月27日 理事長決定)